

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示案新旧対照条文(案)
 (傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
別表第一号(第二条関係)				別表第一号(第二条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外局 番	市内局番	番号区画 コード	番号区画	市外局 番	市内局番
1~38	(略)	(略)	(略)	1~38	(略)	(略)	(略)
39-2	北海道浦河郡、様似郡	146	DE	39-2	北海道浦河郡、様似郡、 <u>日高郡新ひだか町(三石旭町、三石稲見、三石歌笛、三石川上、三石清瀬、三石鳧舞、三石越海町、三石富沢、三石豊岡、三石西端、三石西蓬萊、三石東蓬萊、三石福畑、三石蓬栄、三石本桐、三石本町、三石美河、三石港町及び三石美野和に限る。)</u>	146	DE
41	北海道新冠郡新冠町(里平を除く。)、日高郡新ひだか町	146	DE	41	北海道新冠郡新冠町(里平を除く。)、日高郡新ひだか町 <u>(三石旭町、三石稲見、三石歌笛、三石川上、三石清瀬、三石鳧舞、三石越海町、三石富沢、三石豊岡、三石西端、三石西蓬萊、三石東蓬萊、三石福畑、三石蓬栄、三石本桐、三石本町、三石美河、三石港町及び三石美野和を除く。)</u>	146	DE
42~661	(略)	(略)	(略)	42~661	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。